

四	三	二	一	○
發行方 法	用振替 法の適 用	の法 律及 項の 根拠	發行 行 及び そと の規定	省令 國債の發行等 告示第 百四十 号

後格競債定特あ争争う札価振の以律社ニ第年別十財六利に競争市め別つ入入。)へ格替適下へ債条一法会四政回付行争入場る参て札札に以を機用「平、第項律計号法」(國庫債券大典安住淳三十)第百四十一号
わ入札特も加、と発よる下競闘を振成株一、第ニ(昭和四十)第百四十一号
れ札発別の者財同行「争は受替式項第二關第昭和四十)第百四十一号
るの行參にご務時「発価に日け法」(昭和四十)第百四十一号
入募「加よと大にと行格付本銀も(昭和四十)第百四十一号
札入とい者るに臣行い(競し銀も(昭和四十)第百四十一号
でのい・發応がわう(以争て行のう)第百四十一号
あ決う第行募各れ)下入行とし(昭和四十)第百四十一号
つ定) I (限國る、「札わる(昭和四十)第百四十一号
てを及非下度債入価値「れる。その規(昭和四十)第百四十一号
、しひ価額市札格格とる。その規(昭和四十)第百四十一号
財た価格国を場で競競い入の規(昭和四十)第百四十一号

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口
募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

づ円で利第別六つ定う額
 き、九付一會十いにち面
 発同百国項計六て基、金
 行法五債のに億はづ財額
 し第億に規関五、き政で
 た四八つ定す千額発法六
 利十千いにる五面行第千
 付七三て基法百金し四四
 国条三はづ律八額た条百
 債の百、き第十で利第
 に規七額発四万四付一六
 つ定十面行十円千国項
 いに五金し六、九債の円
 て基万額た条特百に規

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 発別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
)。II以度債
 非下額市
 價ーを場
 格國定特
 競債め別
 争市る參
 入場も加
 札特の者

八

七

ハ

ロ イ

ハ

ロ

最

払

低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 價
額 入 價 ・ 別 債 入 價 ・ 别 債 札 格
面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 発 競 金
金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 行 争 額

五
万
円

八
百
七
十
二
億
八
千
八
十
九
万
円

円 五 五 六
百 万 千
七 円 四
十 百
七 五
億 十
八 九
千 億
四 二
百 千
五 二
十 百
八 二
万 十

六 国 条 特
十 債 の 別
七 に 規 会
億 つ 定 計
円 い に に
て 基 関
' づ す
額 き る
面 發 法
金 行 律
額 し 第
で た 四
八 利 十
百 付 七

七 国 条 特 百 国 項 八 は
十 債 の 別 九 債 の 百 、
四 に 規 会 十 に 規 万 額
億 つ 定 計 七 つ 定 円 面
円 い に に 億 い に 、 金
て 基 関 三 て 基 同 額
' づ す 千 は づ 法 で
額 き る 二 、 き 第 百
面 發 法 百 額 發 六 四
金 行 律 四 面 行 十 十
額 し 第 十 金 し 二 六
で た 四 五 額 た 条 億
五 利 十 万 で 利 第 二
百 付 七 円 三 付 一 千

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
振
額

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

替
单
位

(二)

(一) 年

錢 額 以 額 平 す 額 の 振
面 上 面 成 る の 記 替
金 の 金 二 。 整 載 法
額 そ 額 十 数 又 の
百 れ 百 四 倍 は 規
円 ぞ 円 年 の 記 定
に れ に 三 金 錄 に
つ の つ 月 額 は よ
き 応 き 二 に 、 る
百 募 百 十 よ 最 振
円 価 円 一 る 低 替
六 格 六 日 も 額 口
十 十 の 面 座
七 錢 と 金 簿

の 口 る に
に 座 も 係 発
つ に の る 行
い 記 と 所 時
て 載 し 得 に
は 又 て 税 お
、 は 振 が い
前 記 替 源 て
記 錄 口 泉 、
(一) さ 座 徵 そ
の れ 簿 収 の
算 る 中 さ 利
式 も の れ 子
む 十 式 は 二
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 ○
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ।
る す 出 額 の セ
. る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額面金額の総額 × $\frac{2.0}{100} \times \frac{1}{365}$

二十
十九
十
八
七
六

十
五

十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初
期
利
子

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二大臣銀金五をそ払三
二十四行額十支の期月
から百四払日と二
年円年う以し十
三通知に三。前、日
月つ月六各及
二月支び
百十間払九
円日に期月
十一属に二
一すお十
日るい日

規下は期た期平
定、が金と成控得は出に住時額金に
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よ
る号の行を、十すの国た、又おたにり
期及翌休支次四る税法金前はいだ百算
日び営業払の年こ率人額記外てし分出
に第業日う算九とをがに(一)国取、のし
つ十日につに。式月が乗適当の法得当二た
い六ににたに二でじ用該算人す該十金
て号支當だよ十きたを非式でる國を額
同に払たしり日る金受居にあ者債乗か
じおうる、算を。額け住よるがをじら
いへと支出支。いへと支出支
て以き払し払。て以き払し払